

## 児童手当のお知らせ

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

### ■支給対象

日本国内に居住し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方  
※児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額5,000円(一律)を支給します。

■支給時期 毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

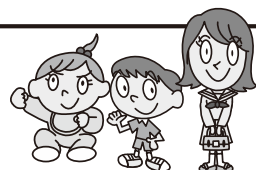
### ■手当を受ける手続

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したとき、公務員でなくなったときなどは申請が必要です。原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

※公務員の方は、勤務先での手続となりますので、勤務先にご確認ください。

■現況届 手当を受けている方は毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届は毎年6月1日における状況を確認するためのもので、提出がないと6月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

提出が必要な方には、「現況届のお知らせ」を送付します。



### ■支給額

| 児童の年齢      | 児童手当の額(1人当たり月額)  |
|------------|--|
| 3歳未満       | 15,000円(一律)  |
| 3歳以上小学校修了前 | 10,000円(第3子以降は15,000円)<br>※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 |
| 中学生        | 10,000円(一律)  |

## 「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

「子育て世帯臨時特例給付金」は、消費税率の引上げによる生活への影響などを軽減するため、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。

### ■支給要件

- ①支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。  
※特例給付を受給される方は、対象となりません。
- ②対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
- ③支給額 対象児童1人につき3,000円
- ④基準日 平成27年5月31日

### ■申請方法

- ①申請期間 6月1日(月)～11月30日(月)
- ②提出書類 申請書(児童手当の現況届と一体となった申請書を郵送します)

### ■公務員の方の申請方法

- ①子育て世帯臨時特例給付金申請書
  - ②申請者名義の通帳のコピー
- ※申請書は勤務先から配布されますので、詳しくは勤務先にお問い合わせください。

「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺”や  
“個人情報の詐取”  
にご注意ください！



ご自宅や職場などに上毛町や厚生労働省(の職員)などをかたる電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず上毛町役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

## 私立幼稚園(第3子以降)就園支援事業を始めました

平成27年度から多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、戸籍上の第3子以降の児童が私立幼稚園に入園したときの保育料を補助します。

### ■対象児童 子どもが3人以上いる世帯において、以下のどちらにも該当する児童

- ①町内在住の戸籍上の第3子以降の児童
- ②私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度の適用を受けない施設)に入園している児童

### ■保育料の軽減内容

年間保育料及び入園料に対して、最大で192,000円(月額16,000円)の補助金の支給を予定しています。ただし、実際に支払った幼稚園の保育料など納付額(上毛町公・私立幼稚園就園奨励費補助金が該当する場合にはその額を差し引いた額)を上限とします。(※保育料には教材費、給食費、施設料などを含みません)

### ■申請の手続き 提出期限 6月30日(火)まで

提出書類など 戸籍謄本(保護者・園児と兄弟が全員記載されていること)・保育料などが記載された園則の写し・入園要項用紙などの写し・印鑑

※原則、保護者の申請によるものです。該当と思われる方であっても、申請がない場合は補助金の支給はできませんのでご注意ください。

※児童手当の現況届、子育て世帯臨時特例給付金の申請は、たいへいの里(大平支所)総合窓口係でも受付しています。

●申請・問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線225)

## 上毛町農業委員会委員一般選挙

任期満了に伴う上毛町農業委員会委員一般選挙を次のとおり行います。  
なお、立候補を予定している方は、立候補予定者説明会に必ず出席してください。

### ◎立候補について

#### 1.立候補できる人

- 農業委員会選挙人名簿に登録されており、次の①～③までの要件をすべて満たす人
- ①選挙期日(7月12日)現在満20歳以上であること
- ②町内に住所を有すること
- ③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者か、耕作の業務を営む者の同居の親族、またはその配偶者

#### 2.立候補予定者説明会

- 日 時 6月24日(水)10:00～
- 場 所 上毛町役場2階 第1会議室  
※立候補届出書類をお渡しますので、必ず印鑑をご持参ください。

#### 3.立候補受付日時・場所

- 日 時 7月7日(火)8:30～17:00
- 場 所 上毛町役場2階 第1会議室

### ◎投票について

#### 1.投票日時・場所

■投票日時 7月12日(日)7:00～20:00

| 投票所名  | 投票所施設名        | 区 域                    |
|-------|---------------|------------------------|
| 第1投票所 | 南吉富小学校講堂      | 宇野、垂水、吉岡、中村            |
| 第2投票所 | 西吉富コミュニティセンター | 矢方、緒方、成恒、大ノ瀬、八ツ並、安雲、尻高 |
| 第3投票所 | たいへいの里        | 土佐井、東下、西友枝、東上          |
| 第4投票所 | 唐原コミュニティセンター  | 原井、百留、上唐原、下唐原          |

#### 2.投票できる人

平成27年1月1日現在の「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を提出し、農業委員会の審査を経て農業委員会委員選挙人名簿に登録された人(ただし、選挙期日現在、町内に住所を有していなければ投票できません)

●問い合わせ先 上毛町選挙管理委員会 TEL 72-3111

## 戦没者などのご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金が支給されます

### ■支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- 1.平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2.戦没者などの子
- 3.戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹  
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4.上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)  
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線141)

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間 平成30年4月2日まで  
※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

■請求窓口 住民課 住民福祉係  
※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

## 上毛町商工会からのご案内 「上毛町プレミアム商品券」を販売します！ 販売総額 6,000万円！

### 1セット13,000円を10,000円で販売します

■販売期間 7月1日(水)～売場まで

■販売時間 平日10:00～16:00  
(但し、7月1日(水)のみ、午後8時まで販売します)

■販売場所 上毛町商工会

■発行券販売金額 1セット10,000円  
(1セット構成500円券×26枚=13,000円)

■使用有効期限 平成27年7月1日(水)～12月31日(木)

■購入限度額 1人(本人のみ)10セット100,000円分まで

■販売方法 プレミアム商品券は先着順に受付をし、売場次第終了とします。

■使用店舗 町内のプレミアム商品券加盟店で使用できます。

※昨年まで使用できていた、たばこ・医療機関(調剤薬局含む)に関しては、商品券のご使用ができませんので、ご注意ください。

※町内全ての事業所が加盟店になる事ができますので、加盟参加希望の方は商工会までお問い合わせください。

●問い合わせ先 上毛町商工会(担当 濱田) TEL 72-3195